

日行連発第415号
平成30年7月24日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫
許認可業務部
部長 矢 野 浩 司

平成30年7月豪雨に係る自動車保管場所証明書の有効期間等の取扱いについて（周知）

平成30年7月豪雨は7月14日に特定非常災害に指定され、各種許認可等の満了日の延長措置や法令上の義務を履行できない場合の免責措置等が講じられております。

今般、国土交通省より、自動車保管場所証明書等の自動車登録申請時に必要な書類の有効期間の延長等について周知依頼がありましたのでお知らせいたします。本件取扱いの対象となるのは、特定非常災害発生日前に作成されたものとなりますのでご注意ください。

なお、別途、自動車検査証の有効期間についても伸長がなされております。詳細は、国土交通省ホームページをご確認ください。

本件については、会員サイトにおいても周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力くださるようお願いいたします。

【添付】

「平成30年7月豪雨に係る自動車保管場所証明書の有効期間等の取扱いについて」
(平成30年7月18日付・国自情第82号の2)

【国土交通省 HP】

<平成30年7月豪雨関連>

平成三十年七月豪雨における被害者の有する許可等の有効期間の延長について
http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000582.html

<平成30年7月豪雨関連>自動車検査証の有効期間の再伸長について
http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000190.html

以 上



国自情第82号の2
平成30年7月18日

日本行政書士会連合会会長 殿

自動車局自動車情報課長



平成30年7月豪雨に係る自動車保管場所証明書の有効期間等の取扱いについて

今般、標記について別添1のとおりとするよう運輸支局等に周知したので、この旨傘下会員に周知願いたい。

また、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条に基づき、平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）が公布施行されたことにより、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る行政上の義務の不履行の免責及び同政令を受けて同法第3条第2項の規定に基づき、行政上の権利利益の延長を行うための告示が別添2のとおり措置されているので、あわせて傘下会員に周知願いたい。

別添1

国自情第82号
平成30年7月18日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車情報課長

運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて

標記について、今般の平成30年7月豪雨による災害状況にかんがみ、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」（平成3年6月25日付け地管第54号）及び「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）にかかわらず、特例として下記の取扱いとするので周知願いたい。

記

1 対象者

特定被災地域内（※）に住所を有する自動車の使用者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者

※平成30年7月豪雨に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域。

2 申請時の各書類の有効期間の取扱い

（1）自動車保管場所証明書の有効期間について

平成30年6月28日から平成30年11月29日までの間に、証明の日から概ね1ヶ月の期間が満了するものは、平成30年11月30日をもって満了するものとする。

（2）自動車の使用者の住所を証する書類の有効期間について

平成30年6月28日から平成30年11月29日までの間に、発行後3ヶ月の期間が満了するものは、平成30年11月30日をもって満了するものとする。